

○筑紫野市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例

(昭和 59 年 3 月 27 日条例第 2 号)

改正 昭和 59 年 10 月 11 日条例第 40 号 昭和 60 年 3 月 30 日条例第 9 号
昭和 60 年 7 月 30 日条例第 20 号 昭和 63 年 9 月 30 日条例第 18 号
平成 4 年 6 月 29 日条例第 23 号 平成 8 年 9 月 30 日条例第 32 号
平成 9 年 9 月 25 日条例第 18 号 平成 11 年 3 月 26 日条例第 8 号
平成 15 年 7 月 1 日条例第 29 号 平成 15 年 9 月 10 日条例第 35 号
平成 18 年 10 月 12 日条例第 70 号 平成 20 年 3 月 28 日条例第 13 号
平成 20 年 6 月 27 日条例第 26 号 平成 22 年 12 月 27 日条例第 40 号
平成 23 年 12 月 27 日条例第 28 号 平成 26 年 9 月 30 日条例第 12 号

(目的)

第 1 条 この条例は、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童の心身の健康の向上に寄与するため、医療保険各法に基づき医療を受けた場合に、自己負担をしなければならない費用を公費で負担する措置を講じ、もって母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 母子家庭の母等 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号。以下「法」という。)第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子又は同条第 2 項に規定する配偶者のない男子であつて 18 歳未満の児童(4 月 2 日以降翌年 3 月 31 日までの間に 18 歳に達する者を含む。以下同じ。)を現に扶養しているものをいう。
- (2) 児童 母子家庭の母等に現に扶養されている 18 歳未満の児童(6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者を除く。以下同じ。)をいう。
- (3) 父母のない児童 法附則第 3 条に規定する父母のない児童のうち 18 歳未満の児童をいう。
- (4) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
 - イ 船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)
 - ウ 私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)

- エ 国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)
- オ 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)
- カ 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)
- キ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)

(対象者)

第 3 条 この条例により医療費の支給を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、母子家庭の母等及び児童並びに父母のない児童であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 筑紫野市の区域内に住所を有する者であること。
- (2) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者又は被扶養者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者から除くものとする。

- (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)により保護を受けている者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)により医療支援給付を受けている者
- (3) 母子家庭の母等の前年の所得(1 月から 9 月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。)が児童扶養手当法施行令(昭和 36 年政令 405 号。以下「施行令」という。)第 2 条の 4 第 2 項に規定する額を超えるときに当該母子家庭の母等及びその児童
- (4) 母子家庭の母等の配偶者又は民法(明治 29 年法律第 89 号)第 877 条第 1 項に定める扶養義務者でその母等と生計を一にするものの前年の所得が施行令第 2 条の 4 第 5 項に規定する額を超えるときに当該母子家庭の母等及びその児童
- (5) 父母のない児童を養育する者の配偶者又はその養育者の生計を維持する民法第 877 条第 1 項に定めるものの前年の所得が施行令第 2 条の 4 第 5 項に規定する額を超えるときに当該父母のない児童
- (6) 児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)第 4 条第 1 項第 1 号ロ若しくは同号ニに該当し、かつ、母がない児童、同項第 2 号ロ若しくは同号ニに該当し、かつ、父がない児童又は施行令第 2 条の 3 に規定する児童(以下「父母が死亡した

児童等」という。)を養育する者の前年の所得が施行令第2条の4第4項に規定する額を超えるときの当該父母が死亡した児童等

(7) 父母のない児童のうち前号で規定する父母が死亡した児童等を除いた児童を養育する者の前年の所得が施行令第2条の4第2項に規定する額を超えるときの当該父母のない児童

3 前項第3号から第7号までに規定する所得は、施行令第4条第1項及び第2項の規定により算出した額とする。

(ひとり親家庭等医療費の支給)

第4条 市長は、対象者の疾病又は負傷について医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に要する費用(以下「医療費」という。)のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団及び後期高齢者医療広域連合(以下「医療保険各法の保険者」と総称する。)が負担すべき額(医療保険各法以外の法令等により国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額)が医療費の額に満たないときは、対象者に対し、その満たない額に相当する額(食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。)をひとり親家庭等医療費として支給する。ただし、当該医療費のうち、医療機関(薬局を除く。)ごとに次に規定する額については支給しない。

(1) 入院の場合 1日につき500円。ただし、1月につき3,500円を限度とする。

(2) 前号に規定するもの以外の場合 1月につき800円。ただし、自己負担分相当額が800円に満たない額の場合は、当該額とする。

2 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う場合は、歯科診療と歯科診療以外の診療は、それぞれ別の医療機関における診療とみなす。

3 第1項の医療費の額は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(受給資格の認定)

第5条 ひとり親家庭等医療費の支給を受けようとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ市長に対し申請をし、ひとり親家庭等医療費の受給資格の認定

を受けなければならない。当該認定を受けた者が、毎年10月1日以降引き続きひとり親家庭等医療費の支給を受けようとする場合においても、また同様とする。

(ひとり親家庭等医療証の交付)

第6条 市長は、前条の規定に基づき受給資格の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)に対し、規則の定めるところにより、ひとり親家庭等医療証を交付するものとする。

2 市長は、医療保険各法の保険者が負担すべき額とこの条例によるひとり親家庭等医療費が重複して支給されるおそれがあるときは、前項の規定にかかわらず、ひとり親家庭等医療証を交付しないものとする。

(ひとり親家庭等医療証の提出)

第7条 受給資格者は、規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション(以下「保険医療機関等」という。)において医療又は訪問看護を受けようとするときは、当該保険医療機関等にひとり親家庭等医療証を提出するものとする。

(支給の方法)

第8条 市長は、ひとり親家庭等医療費として支給すべき費用を保険医療機関等の請求に基づき、受給者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。

2 前項の規定による支払があったときは、受給資格者に対しひとり親家庭等医療費の支給があったものとみなす。

3 市長は、医療保険各法による療養費の支給がなされたとき、その他市長が第1項の方法によりがたいと認めたときは、同項の規定にかかわらず、受給資格者に対しひとり親家庭等医療費を支給することができる。

(届出義務)

第9条 受給資格者は、氏名、住所その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、受給資格者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、ひとり親家庭等医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給したひとり親家庭等医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(不当利得の返還)

第 11 条 市長は、偽りその他不正の行為によってひとり親家庭等医療費の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(報告等)

第 12 条 市長は、ひとり親家庭等医療費の支給に関し必要があると認めるときは、受給資格者その他の関係人に対し、必要な事項の報告、文書の提出若しくは文書の提示を求め、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

(受給権の保護)

第 13 条 ひとり親家庭等医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に受ける医療に係る母子家庭等医療費から適用する。

附 則(昭和 59 年 10 月 11 日条例第 40 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 60 年 3 月 30 日条例第 9 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 59 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 60 年 7 月 30 日条例第 20 号)

(施行期日等)

1 この条例は、昭和 60 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 昭和 60 年 7 月 31 日以前において認定の申請をしている者でその後認定を受けたもの及び同日において認定を受けている者の同年 8 月から昭和 61 年 7 月までの母子家庭等医療費の受給資格の認定については、昭和 60 年 8 月 31 日までの申請に

限り改正後の筑紫野市母子家庭等医療費の支給に関する条例第3条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 改正後の筑紫野市母子家庭等医療費の支給に関する条例第5条第2項の規定は、この条例の施行後に母子家庭等医療費の支給要件に該当するに至った者の当該母子家庭等医療費の認定の申請について適用する。

附 則(昭和63年9月30日条例第18号)

(施行期日)

- この条例は、昭和63年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の第2条第4号に規定する1人暮らしの寡婦に係わる「配偶者のない女子」とは、当分の間、婚姻の届出をしている配偶者と死別又は離婚した女子であって、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていない者をいう。

附 則(平成4年6月29日条例第23号)

この条例は、平成4年8月1日から施行する。

附 則(平成8年9月30日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の筑紫野市母子家庭等医療費の支給に関する条例の規定は、平成6年10月1日から適用する。

附 則(平成9年9月25日条例第18号)

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、平成9年10月1日から施行する。

(適用区分)

- この条例による改正後の筑紫野市母子家庭等医療費の支給に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第2条の規定は平成9年4月1日から、改正後の条例第4条の規定は平成6年10月1日から適用する。

附 則(平成11年3月26日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年 7 月 1 日条例第 29 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の筑紫野市母子家庭等医療費の支給に関する条例の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 15 年 9 月 10 日条例第 35 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の筑紫野市母子家庭等医療費の支給に関する条例の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 18 年 10 月 12 日条例第 70 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の筑紫野市母子家庭等医療費の支給に関する条例の規定は、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 20 年 3 月 28 日条例第 13 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 6 月 27 日条例第 26 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成 20 年 10 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行し、改正後の筑紫野市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第 3 条第 2 項第 2 号の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 市長は、施行日前においても、改正後の条例第 3 条の対象者に係る受給資格の認定を行い、及び受給資格者に対してひとり親家庭等医療証を交付することができる。(経過措置)
- 3 施行日から平成 22 年 9 月 30 日までの間に行われる診療分に限り、改正前の筑紫野市母子家庭等医療費の支給に関する条例第 2 条第 4 号の規定による受給資格者であった 1 人暮らしの寡婦(施行日以後、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療を受けることができる者及び前年の所得が施行令第 2 条の 4 第 2 項に規定する額を超える者は除く。)については、引き続き改正後の条例の対象者とみなして、改正後の条例の規定を適用する。この場合において、改正後の条例第 4 条第

1項第1号中「入院の場合 1日につき500円。ただし、1月につき3,500円を限度とする。」とあるのは、平成20年10月1日から平成21年9月30日までの間は、「入院の場合 1月につき12,000円。ただし、自己負担分相当額が12,000円に満たない額の場合は、当該額とする。」と、平成21年10月1日から平成22年9月30日までの間は、「入院の場合 1月につき24,000円。ただし、自己負担分相当額が24,000円に満たない額の場合は、当該額とする。」と、改正後の条例第4条第1項第2号中「前号に規定するもの以外の場合 1月につき800円。ただし、自己負担分相当額が800円に満たない額の場合は、当該額とする。」とあるのは、平成20年10月1日から平成21年9月30日までの間は、「前号に規定するもの以外の場合 1月につき1,000円。ただし、自己負担分相当額が1,000円に満たない額の場合は、当該額とする。」と、平成21年10月1日から平成22年9月30日までの間は、「前号に規定するもの以外の場合 1月につき2,000円。ただし、自己負担分相当額が2,000円に満たない額の場合は、当該額とする。」とする。

附 則(平成22年12月27日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の筑紫野市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の規定は、平成22年8月1日から適用する。

附 則(平成23年12月27日条例第28号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月30日条例第12号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

○筑紫野市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則

(平成 24 年 4 月 25 日規則第 25 号)

改正 平成 24 年 5 月 31 日規則第 28 号 平成 28 年 9 月 6 日規則第 18 号[未施行]

筑紫野市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則(昭和 59 年筑紫野市規則第 1 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、筑紫野市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和 59 年筑紫野市条例第 2 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(受給資格の認定申請の手続)

第 3 条 条例第 5 条の規定により、ひとり親家庭等医療費の受給資格の認定を受けようとする者は、ひとり親家庭等医療費受給資格(認定・更新)申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添え、これを市長に提出しなければならない。ひとり親家庭等医療費の受給資格の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)が、同条後段の規定により、改めてひとり親家庭等医療費の受給資格の認定を受けようとする場合においても同様とする。

(1) 医療保険各法の規定による被保険者証、組合員証又は加入者証(以下「被保険者証等」という。)

(2) 条例第 3 条に規定する対象者であることを証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により添付しなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。(ひとり親家庭等医療証の交付等)

第 4 条 条例第 6 条第 1 項に規定するひとり親家庭等医療証(様式第 2 号。以下「医療証」という。)の交付は、市長が交付の可否を審査した上、行うものとする。

2 市長は、条例第 6 条第 2 項の規定により、医療証を交付しないものと決定したときは、その理由を付して、当該受給資格者に対し通知するものとする。

(医療証の更新申請等)

第5条 受給資格者は、毎年8月1日から同月31日までの間に、ひとり親家庭等医療費受給資格(認定・更新)申請書により医療証の更新を申請することができる。

2 第3条の規定は、前項の規定による医療証の更新申請について準用する。

3 受給資格者は、医療証の有効期間が満了したときは、当該医療証を、速やかに、市長に返還しなければならない。

(医療証の再交付)

第6条 受給資格者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、ひとり親家庭等医療証再交付申請書(様式第3号)を市長に提出して、医療証の再交付を受けることができる。

2 医療証を破り、又は汚した場合における前項の申請書には、その医療証を添えなければならない。

3 受給資格者は、医療証の再交付を受けた後、失った医療証を発見したときは、速やかに、市長に返還しなければならない。

(保険医療機関等)

第7条 条例第7条で規定する規則で定める保険医療機関等は、次に掲げる病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーションとする。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号の保険医療機関及び保険薬局並びに同法第88条の指定訪問看護事業者が運営する訪問看護ステーション

(2) 前号に掲げるもののほか、市長の定める病院、診療所及び薬局

(ひとり親家庭等医療費の請求)

第8条 保険医療機関等は、条例第8条第1項の規定により、ひとり親家庭等医療費の支払を市長に請求しようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。ただし、対象者が国民健康保険の被保険者以外にあっては、子障親医療費請求書(様式第4号又は様式第5号)又は子障親訪問看護療養費請求書(様式第6号)を提出するものとする。

(ひとり親家庭等医療費の支給申請)

第9条 受給資格者は、条例第8条第3項の規定により、ひとり親家庭等医療費の支給を受けようとするときは、必要な証拠書類を添えてひとり親家庭等医療費支給申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、受給資格者が国民健康保険法に規定する被保険者であって、当該受給資格者に係るひとり親家庭等医療費の額を公簿等によって確認することができるときは、前項の証拠書類を省略させることができる。

(ひとり親家庭等医療費に関する決定の通知)

第 10 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請書が提出された場合において、ひとり親家庭等医療費の支給を決定したときは、医療費支給決定通知書(様式第 8 号)により申請者に通知するものとする。この場合において、ひとり親家庭等医療費の全部を不支給と決定をしたときは、医療費不支給決定通知書(様式第 9 号)により通知する。

(届出事項)

第 11 条 条例第 9 条で規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 受給資格者の住所及び氏名
- (2) 被保険者、組合員、加入者又は被扶養者(以下「被保険者等」という。)の住所及び氏名
- (3) 保険者
- (4) 保険給付の内容
- (5) 受給資格に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 受給資格者は、条例第 9 条の規定により、届出をしようとするときは、ひとり親家庭等医療変更届(様式第 10 号)に医療証を添え、これを市長に提出しなければならない。ただし、公簿等により確認することができるときは届出を省略させることができる。

3 受給資格者は、条例第 3 条に規定する受給資格要件に該当しなくなったときは、ひとり親家庭等医療費受給資格喪失届(様式第 11 号)に医療証を添えて、これを市長に提出しなければならない。ただし、公簿等により確認することができるときは届出を省略させることができる。

4 受給資格者は、ひとり親家庭等医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、第三者の行為による被害届(様式第 12 号)に医療証を添えて、直ちに市長に届け出なければならない。

(受給資格の喪失の特例)

第 12 条 受給資格者は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める日の翌日に受給資格を喪失するものとする。

- (1) 母子家庭又は父子家庭でなくなったとき(婚姻による場合を除く。) 母子家庭又は父子家庭でなくなった日の属する月の末日
- (2) 父母のない児童でなくなったとき 父母のない児童でなくなった日の属する月の末日
- (3) 母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童又は父母のない児童が 18 歳に達したとき 最も早く到来する 3 月 31 日
- (4) 受給資格者が死亡したとき 死亡の日。ただし、児童が死亡したため受給資格の要件に該当しなくなった母子家庭の母又は父子家庭の父が現に医療を受けている場合は児童が死亡した日の属する月の末日とする。

(補則)

第 13 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の筑紫野市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 24 年 5 月 31 日規則第 28 号)

この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則(平成 28 年 9 月 6 日規則第 18 号)

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 3 条、第 5 条関係)

ひとり親家庭等医療費受給資格(認定・更新)申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 4 条関係)

医療証

[別紙参照]

様式第 3 号(第 6 条関係)

ひとり親家庭等医療証再交付申請書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 8 条関係)

子障親医療費請求書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 8 条関係)

子障親医療費請求書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 8 条関係)

子障親訪問看護療養費請求書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 9 条関係)

ひとり親家庭等医療費支給申請書

[別紙参照]

様式第 8 号(第 10 条関係)

医療費支給決定通知書

[別紙参照]

様式第 9 号(第 10 条関係)

医療費不支給決定通知書

[別紙参照]

様式第 10 号(第 11 条関係)

ひとり親家庭等医療変更届

[別紙参照]

様式第 11 号(第 11 条関係)

ひとり親家庭等医療費受給資格喪失届

[別紙参照]

様式第 12 号(第 11 条関係)

第三者の行為による被害届

[別紙参照]